

議案第39号

葛飾区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 6 月 3 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区長等の退職手当に係る支給割合を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の退職手当に関する条例（昭和34年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の表区長の項中「100分の500」を「100分の450」に改め、同表副区長の項中「100分の360」を「100分の320」に改め、同表教育長の項中「100分の270」を「100分の240」に改める。

付 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。